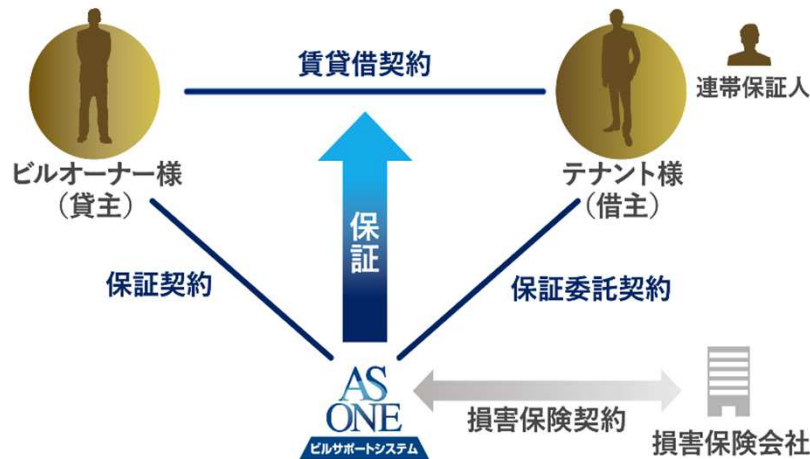


オフィス・店舗に特化した滞納保証会社 保証会社を活用してビジネスに広がり

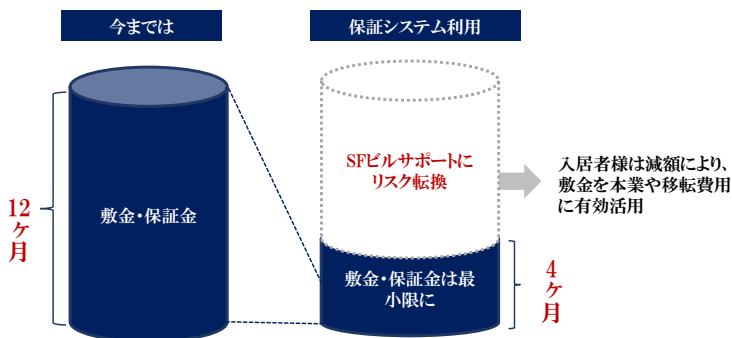


借主様の活用メリット

メリット 1 敷金・保証金の初期費用を削減

敷金・保証金の減額を可能に

【例】事務所の場合



「大事な事業資金を眠らせておくのはもったいない！」
キャッシュフロー経営が重視される現在、
テナント様のご要望にお応えします。

- ◆ 用途が事務所で、(月額賃料等が100万円以下の場合) 最大月額賃料の4ヶ月分(償却後)まで敷金の減額が可能です。
※ 審査により減額可能額が変動します。
- ◆ 初期費用を抑え、他の設備投資や運転資金に活用することができます。
また、多額の資金を敷金として預け入れる負担も軽減できます。
※ 貸主様の承諾が必要になります。

メリット 2 ご入居をサポート

信用力を高め、貸主様の入居判断にプラスの効果

SFビルサポートはサンフロンティア不動産株式会社(東証一部上場)の100%出資子会社です。

オフィス・店舗に特化した保証会社のパイオニアとして、多くのビルオーナー様のご利用実績があります。ビルオーナー様の判断にプラスの効果をもたらし、ご希望の物件にテナント様をご入居いただけるように、SFビルサポートが支援させていただきます。

設立1年未満の会社様も多数ご利用頂いています。

メリット 3 外資系企業様もご利用可能

日本に登記がある場合もしくは、既に日本法人がある場合に限りです。

- 契約書は日本語にて締結いたします。(英訳を添付することは可能です。)
- 連帯保証人無でも契約が可能です。

保証システム概要

取扱対象物件	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の オフィス・店舗 ※SOHO物件も相談可能です。
保証内容	賃料・共益費・その他固定費の滞納分 (※賃料に制限はありません) 賃貸借契約解除後、物件明渡日までの上記同等額 原状回復工事費用 (賃料など固定費の4ヶ月分までを上限) 訴訟等法的手続費用(弁護士費用・強制執行費用等含む) 水道光熱費 (※違約金は保証対象外)
保証対象	建物明渡し日までに 生じた上記借主債務の未払い分 (本物件を退去し鍵を返還した日までとし、原状回復工事に要する期間は含まない)
保証履行条件	建物明渡し請求訴訟の提起
保証限度額	賃料・共益費・その他固定費(税込)の 18ヶ月分

審査時必要書類

法人	(1)会社概要 (2)事業計画書(新規事業・店舗出店等) (3)決算書3期分 (賃借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書) (4)残高試算表(ただし、直近の決算日より6ヵ月以上経過している場合)	(5)代表者様経歴書 (6)代表者様本人確認資料写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード可) (7)収入証明 ※別途、追加で勘定科目内訳明細書等をお願いする場合がございます。
個人事業主	(1)事業計画書(新規事業・店舗出店等) (2)確定申告書・青色申告決算書3期分 (確定申告を行っていない場合は課税証明書又は源泉徴収票)	(3)本人確認資料写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード可) (4)経歴書
連帯保証人	(1)確定申告書・青色申告決算書3期分 (確定申告を行っていない場合は課税証明書又は源泉徴収票)	(2)本人確認資料写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード可) (3)経歴書

契約時必要書類

法人	(1)商業登記簿謄本原本 (会社謄本・発行日より3ヶ月以内のもの) (2)印鑑証明書原本(発行日より3ヶ月以内のもの) (3)実印
個人・連帯保証人	(1)印鑑証明書原本(発行日より3ヶ月以内のもの) (2)実印

保証委託料

<初回保証委託料>(初回2年分) 賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分 ※合計額が200,000円に満たない場合は一律200,000円
<再保証委託料>(2年毎) 新賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分の30% ※新賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分 の合計額が 200,000円に満たない場合は一律60,000円 ※前保証対象期間に10日を超える延滞があった場合には100%

テナント様の審査からご契約までの4ステップ



SFビルサポート株式会社

サンフロンティア不動産株式会社(100%出資)子会社

住所:東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル8階
電話:03-5521-1350 FAX:03-5521-1501

アドレス: info_sfbs@sfbs.co.jp HP: <https://www.sfbs.co.jp/>

弊社ホームページ
QRコード→

